



平成 30 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 フ ジ
代 表 社 名 代表取締役社長 尾 崎 英 雄
コ ー ド 番 号 8278 東証第一部
問 合 せ 先 常務取締役 企画・開発担当
松 川 健 嗣
(TEL 089-922-8112)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 9 日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 17 日開催予定の当社第 51 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第 13 条を変更するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 5 月 17 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 5 月 17 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役最高経営責任者</u>または<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役最高経営責任者</u>または<u>取締役社長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>